

千代田区立学校の入学に関する規則の一部を改正する規則

千代田区立学校の入学に関する規則（平成15年千代田区教育委員会規則第13号）の一部を次のとおり改正する。

改正後		改正前	
別表 通学区域		別表 通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
(略)	(略)	(略)	(略)
同 お茶の水 小学校	大手町一丁目(4)、一ツ橋一・二丁目、神田神保町一・二・三丁目、 <u>神田</u> 三崎町一・二・三丁目、 <u>西神田</u> 一・二・三丁目、 <u>神田</u> 猿楽町一・二丁目、神田駿河台一・二丁目、神田駿河台三丁目(1・3・5・7・9・11)、神田駿河台四丁目(1・3・5)、神田錦町一・二・三丁目、神田小川町二・三丁目	同 お茶の水 小学校	大手町一丁目(4)、一ツ橋一・二丁目、神田神保町一・二・三丁目、三崎町一・二・三丁目、西神田一・二・三丁目、猿楽町一・二丁目、神田駿河台一・二丁目、神田駿河台三丁目(1・3・5・7・9・11)、神田駿河台四丁目(1・3・5)、神田錦町一・二・三丁目、神田小川町二・三丁目
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>			

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。